

## 函館市商店街等イベント開催補助金

※下記②のうち函館朝市協同組合連合会を構成する4団体は対象外となります

商店街等が実施する集客イベントや販売促進活動を支援することにより、地域の賑わいの創出を図るとともに、商店街等の魅力発信と活性化を促進することを目的とします。

### 補助対象事業

商店街等が賑わい創出や魅力発信・活性化のために行うイベント事業・販売促進活動  
(夏祭り・ハロウィン・歳末福引き大売り出し等)

### ※ 補助対象とならない経費【★】

- ・商店街等の運営経費
- ・食糧費および交際費に相当する経費
- ・販売等を目的とした商品の仕入れに係る経費
- ・その他補助することが適当でないと思われる経費

### 補助率・補助限度額

補助対象者	補助率	補助限度額	備考
商工会(下記④)	2/3以内	100万円	・年度中、補助限度額の範囲内であれば複数事業の申請も可 ・複数の商店街等が連名で申請する場合はそれぞれの合計が限度額となります(例:A商工会・B商店街・C商店街で連名申請する場合の限度額は、100+50+50=200万円)
その他の商店街等(下記①~③)	2/3以内	50万円	

## 函館市商店街等持続化支援事業補助金

※空き店舗等活用事業(ハード・ソフト)は、商工会(下記④)は対象外となります

商店街等の区域内に存在する空き店舗等の活用や、商業機能の強化、イメージアップに資する取組みを支援することにより、将来に亘り持続可能な商店街づくりを促進することを目的とします。

### 補助対象事業

事業類型	活用事業(例)	主な対象経費
空き店舗等活用事業 ※ハード事業・ソフト事業の併用可	ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去費</li> <li>・外装・内装工事費, 設備工事費</li> <li>・資材等の購入費</li> <li>・什器・備品購入費</li> </ul>
	ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃</li> <li>・人件費(既存店の人件費は×)</li> <li>・什器等賃借料</li> <li>・広告宣伝費</li> </ul>
商業機能等強化事業	上記事業のほか、 ・新商品開発事業 ・IT・情報化推進事業 ・商店街等を紹介する冊子、マップ等作成事業 ・インバウンド対応事業 ・商店街等の魅力向上やイメージアップに資する取組み(イルミネーション・フラワーバスケット・調査事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業に要する経費</li> <li>※ 補助対象とならない経費 →イベント補助金【★】に同じ(事前にご相談ください)</li> </ul>

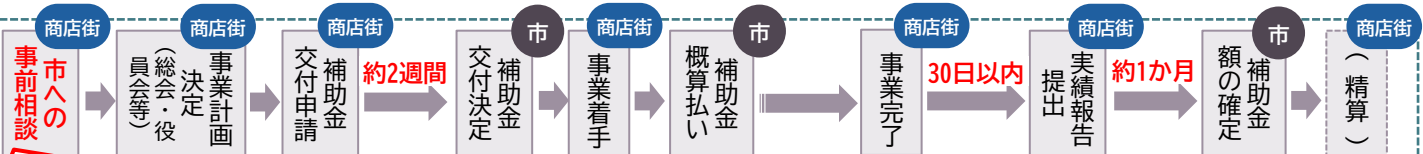
### 補助率・補助限度額

事業類型	補助率	補助限度額	備考
空き店舗等活用事業	ハード事業	2/3以内	・年度中、補助限度額の範囲内であれば複数事業の申請も可
	ソフト事業	2/3以内	
商業機能等強化事業	2/3以内	50万円	

### 補助対象者

- 市内に事務所を有する、
- ① 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合
  - ② 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合または協同組合連合会であって、小売市場を運営する団体  
※②のうち函館朝市協同組合連合会を構成する4団体は、イベント補助金は対象外となります(連合会でのみ申請可)
  - ③ 函館市商店街連盟に属する商店街団体
  - ④ 商工会法に規定する商工会 ※④の2商工会は、持続化支援事業補助金(空き店舗等活用事業)は対象外となります

### 補助事業の流れ



上記のほか、申請にあたっては様々な要件があります。必ず事前にご相談ください。

申請・お問合せ先 函館市東雲町4番13号 函館市経済部商業振興課 (TEL:21-3163)